

令和7年度第1回「京都市男女共同参画審議会」次第

日時	令和7年6月27日（金） 午前10時00分～
場所	京都市役所本庁舎 第1会議室

1 開 会

2 第6次京都市男女共同参画計画の素案について

資料1

資料2

3 令和6年度附属機関等における委員の登用状況について

資料3

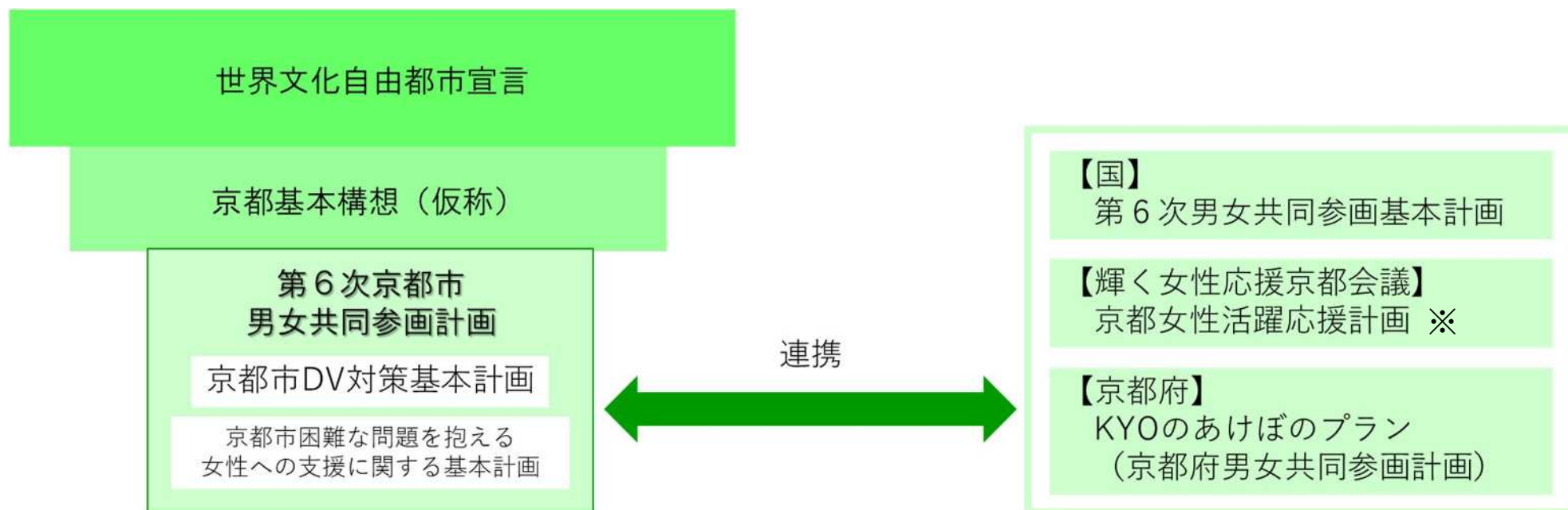
4 報告事項

5 閉 会

次期（第6次）京都市男女共同参画計画 概要

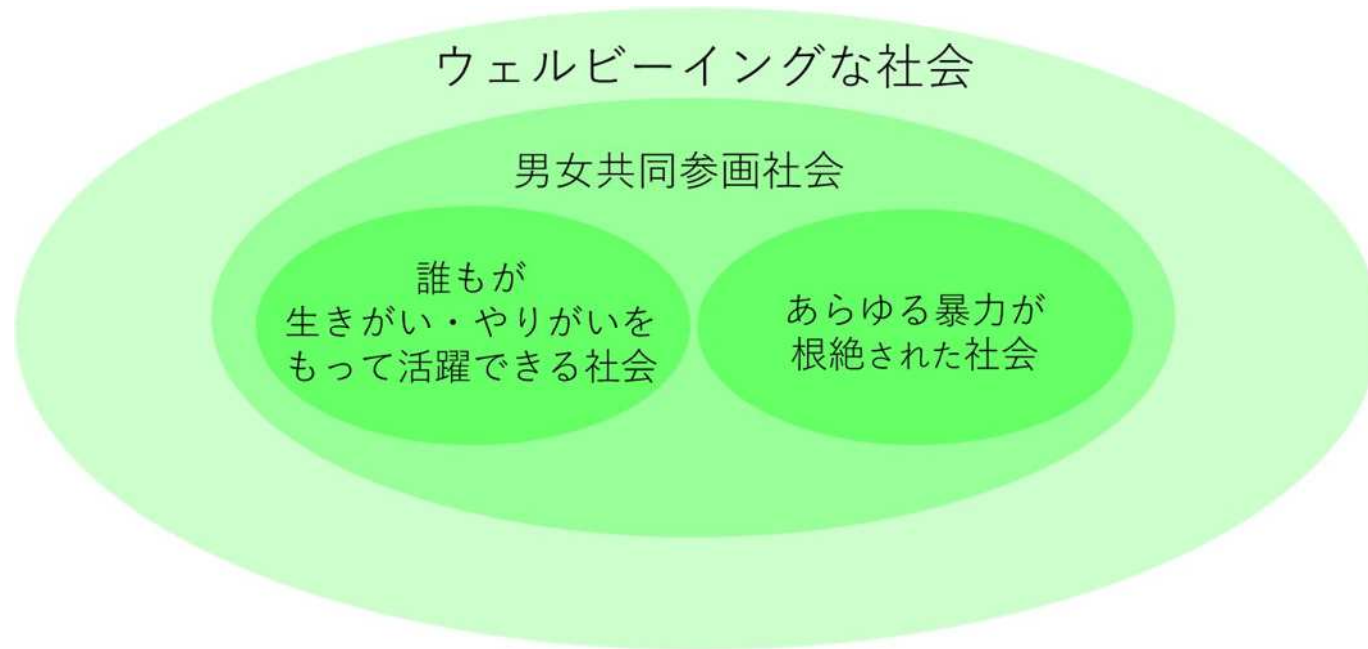
資料 1

- 位置付け：（１）「男女共同参画社会基本法」及び「京都市男女共同参画推進条例」に定める
男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画
- （２）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める
「市町村基本計画」（京都市DV対策基本計画）
- （３）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める
「市町村基本計画」（京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称））
- 計画期間：令和 8 (2026) 年度～令和12(2030) 年度の5 年間



※「女性活躍推進法」に基づく京都府及び京都市の「推進計画」

計画の目指す社会像



○誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会

誰もが個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会

○あらゆる暴力が根絶された社会

困難を抱える方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが取り残されることのない社会

計画の体系（全体）

I 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

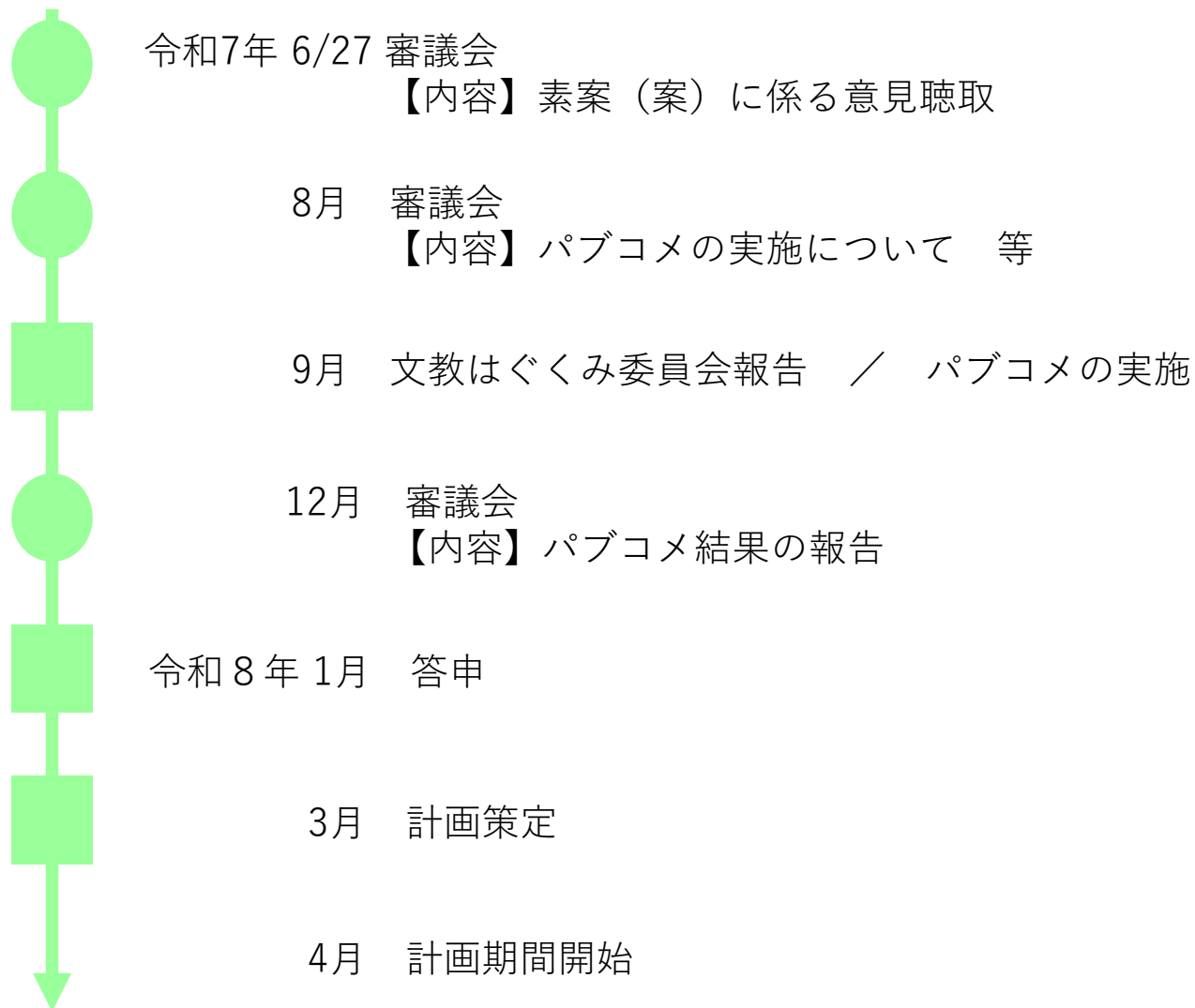
1 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり
	② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備
	③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進
	④ 生涯学び続けることができる機会の提供
2 女性活躍の推進	① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援
	② 教育における女性活躍の推進
	③ 防災・復興における女性参画の拡大
	④ 政策決定における女性参画の拡大
3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発
	② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援
	③ 魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）
	④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする 各種ハラスメントの防止対策
4 性に関する理解・尊重と、 心と体の健康づくり	① 性に関する情報提供と 多様な悩みを解決するための相談
	② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進
	③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進
	④ 性別により異なる健康課題への理解促進

II あらゆる暴力が根絶された社会の実現

1 DV対策の強化と あらゆる暴力の根絶	① 被害者自身がDVに気づく広報啓発
	② 被害者を早期発見するための取組
	③ 相談支援体制の充実
	④ 被害者の保護に関する取組
	⑤ 自立に向けた支援の充実
	⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発
2 困難な問題を抱える 女性への支援	① 女性本人への広報・啓発
	② 関係機関等と連携した支援対象者の早期発見
	③ 相談支援体制の充実
	④ 保護に関する取組
	⑤ 自立に向けた支援の充実

※ が新規充実項目

今後のスケジュール（案）



【参考】第5次計画の目標達成状況

- 本市職員における管理職員に占める女性職員の割合
(市長部局における各年度の4月1日時点の数値)

R2	R6	目標値
18.9%	17.9%	25%

- 本市附属機関のうち、男女いずれの委員の登用率も
35%以上である附属機関等の割合
(各年度末の数値)

R2	R6	目標値
69.9%	74.2%	70%

- 京都市DV相談支援センターの
相談支援終了時における「課題解決」の割合

R1	R5	目標値
63.2%	60.1%	70%

※ 「課題解決」「課題未解決（連絡不可能等）」「本人の意向（主訴取下）」のうち、「本人の意向」による支援終結の増加により、「課題解決」の割合が令和元年度以降減少傾向にある。一方で「課題未解決」の割合は大きく減少している。（R1 21.6% → R5 14.1%）

- 本市職員における男性職員の育児休業取得率

R2	R5	目標値
36.7%	88.2%	更なる上昇

- DV相談窓口の認知度

R1	R6	目標値
63.3%	38.8%	70%

- 固定的な性別役割分担意識の解消
(男は仕事、女は家事・育児という考え方に
「反対」という人の割合)

R1	R6	目標値
54.1%	45.4%	R1よりも増加

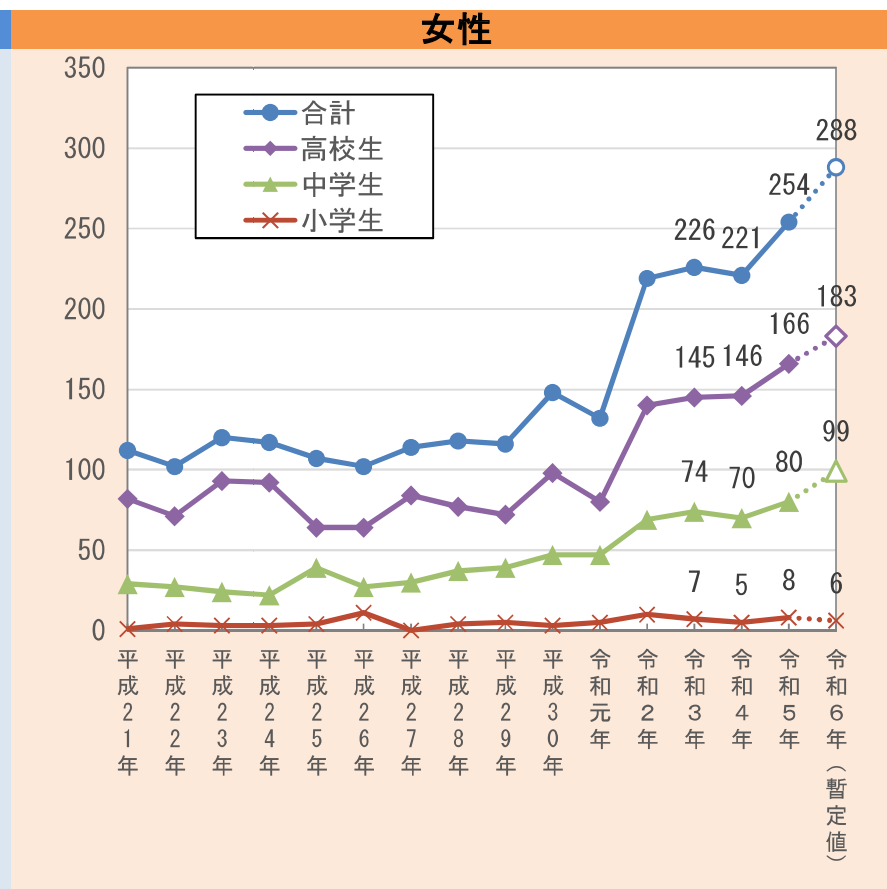
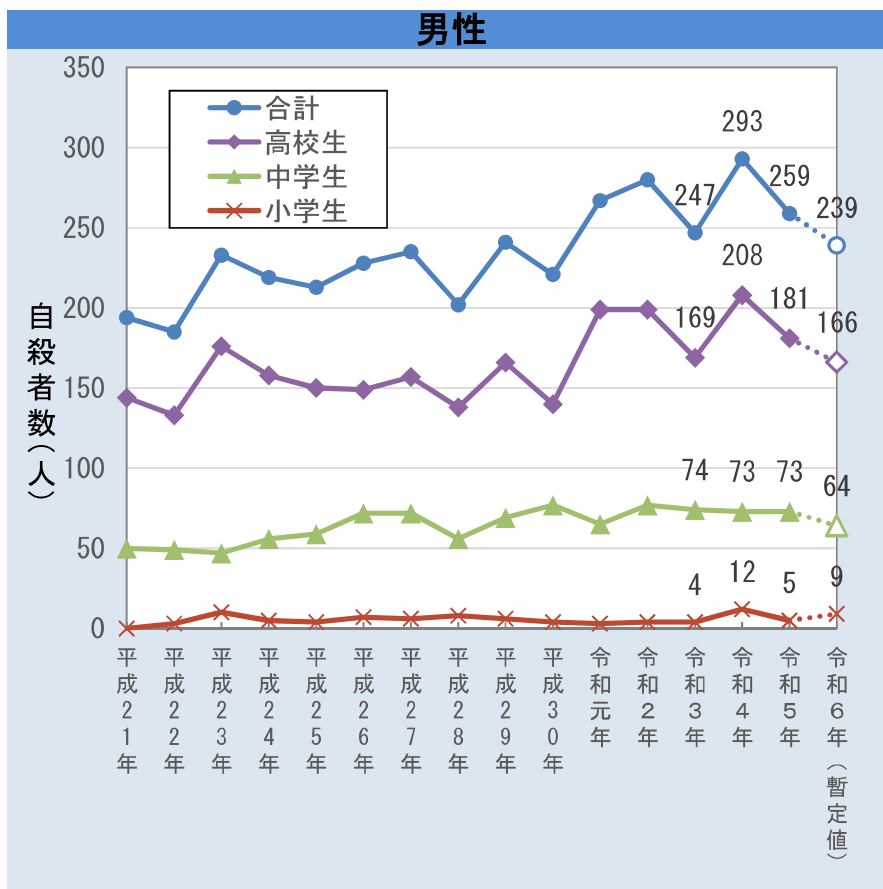
※ 本市の男女共同参画に関するアンケートによる。
R6調査では新たに選択肢「どちらともいえない（26.9%）」を追加した影響もあり、「反対」の割合が低下している。

令和 6 年度第 3 回審議会での御意見及び京都市回答

委員名	御意見	回答
芦田 委員	女子生徒の自殺者が急増していることが懸念される。	素案第 2 章で令和 6 年度の自殺者数（全国）データを記載し、若年層の女性の自殺者数が男性を上回っている状況について示しました。 困難な問題を抱える女性への支援の推進に当たっては、引き続き自殺者数の動向に注視します。
佐々木 委員	育休の取得率向上と併せて長時間労働を変えていくような施策を検討されたい。	素案第 2 章で長時間労働の状況に関するデータを記載し、子育て世代の男性への偏りを示しました。 推進施策において、長時間労働の削減に向けた意識啓発等を行い、課題解決に努めていきます。
藤本 委員	女性活躍の基盤としての安全・安心、健康といったリンクについて、計画に盛り込むことはできないか。	安心・安全を、2 つの基本目標両方に関わるテーマとして捉え、心身の健康や生きがい・やりがい、経済的な安心を含む広義の安心・安全の確保を通じて、誰もがそれぞれの場で活躍でき、取り残されることがない、ウェルビーイングな社会を目指すこととしました。
里内 委員	ワーク・ライフ・バランスの発展的な概念としてウェルビーイングを目指すとの説明があったが、それにより問題点や課題を矮小化することにはならないよう、計画の細目で、未だ取り組むべき課題について言及されたい。	ウェルビーイングな社会を理想像として掲げる一方で、具体的な課題については、施策方針や具体的施策の中で言及することにより、従来からの課題で未だ残るものがウェルビーイングという言葉に埋没、矮小化されないよう対応していきます。

里内 委員	「伝統的な男性観」のみならず、女性の生きづらさや不安につながるような「伝統的な女性観」もあると思われ、この点も女性への支援の中に含められたい。	「伝統的な女性観」に起因するような困難や不安を抱えておられる女性へのフォローについて、女性活躍に係る施策や困難な問題を抱える女性への支援において検討・実施していきます。
佐々木 委員	計画期間について、現行の5年間にに対し次期計画が10年間というのは長いという印象を受ける。	計画を取り巻く社会情勢の動向に適宜対応していく必要を踏まえ、計画期間を5年間に改めました。
多賀 委員	企業の好事例（例：労働時間を減らしつつ業績を向上させた。）を集めて紹介することなどはできないか。	従来から取り組んできた地域企業等の好事例紹介の充実に努めます。
多賀 委員	男女共同参画は、女性側にも男性側にも、両方にメリットがあるということを伝えられるような広報啓発を心がけられたい。	素案において施策方針Ⅰ-3「全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着」の【現状と課題】に記載したように、「男女共同参画」という言葉が男女間の分断を生む可能性に留意し、男女のいずれにも正しく「男女共同参画」の理念が広がることを目指して啓発に取り組みます。
丸山 委員	女性のための相談事業は、いろいろな経緯に基づく窓口が複数あり、一見して分かりにくいと思う。分かりやすいように、相談窓口を一本化したり、最初の相談先を一体化するなどした方が良いのではないかな。	女性支援の現場において、DV被害者支援が大きな割合を占めていることから、当面は「DV」を明確にした窓口を継続設置したいと考えておりますが、今後の相談窓口のあり方について、他都市の状況等も参考にしながら、広報啓発の方法も含めて市民の方に分かりやすいものとなるよう検討していきます。
佐々木 委員	真のワーク・ライフ・バランス啓発ウェブサイト等の周知啓発について、広く知ってもらえるよう工夫を。	具体的取組において、周知啓発方法を検討し、より多くの方に見ていただけるよう取り組みます。
南野 委員	DV等で支援を必要とされる方に窓口を知っていただけるよう、より効果的な周知を検討されたい。	具体的取組において、支援を必要とされる方に届く周知を検討し、実施していきます。
里内 委員	ウィングス京都の機能を強化して、次期男女計画でも重要な役割をしっかりと担うよう進められたい。	次期男女計画においても、ウィングス京都を男女共同参画の推進のための中核施設としての役割を担うものと位置付け、更なる機能強化に努めます。

小中高生の自殺者数の年次推移（性別）



警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

第6次京都市男女共同参画計画 (素案)

令和8（2026）年●月



男女共同参画社会の推進に関する基本理念

京都市では、平成 15（2003）年 12 月に制定した「京都市男女共同参画推進条例」において、男女共同参画社会づくりの基本理念を定めています。

（基本理念）

- 1 男女の人権の尊重及び社会における制度又は慣行への配慮
- 2 男女の継続的な職業生活の確保
- 3 子育て、介護等の家庭生活とその他の活動との両立
- 4 男女の互いの性の理解と尊重
- 5 政策等の立案から決定までの参画機会の確保
- 6 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組との協調

【参考】京都市男女共同参画推進条例

第 2 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- （1） 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- （2） 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- （3） 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- （4） 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- （5） 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- （6） 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

市長あいさつ

目次

第 1 章

計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

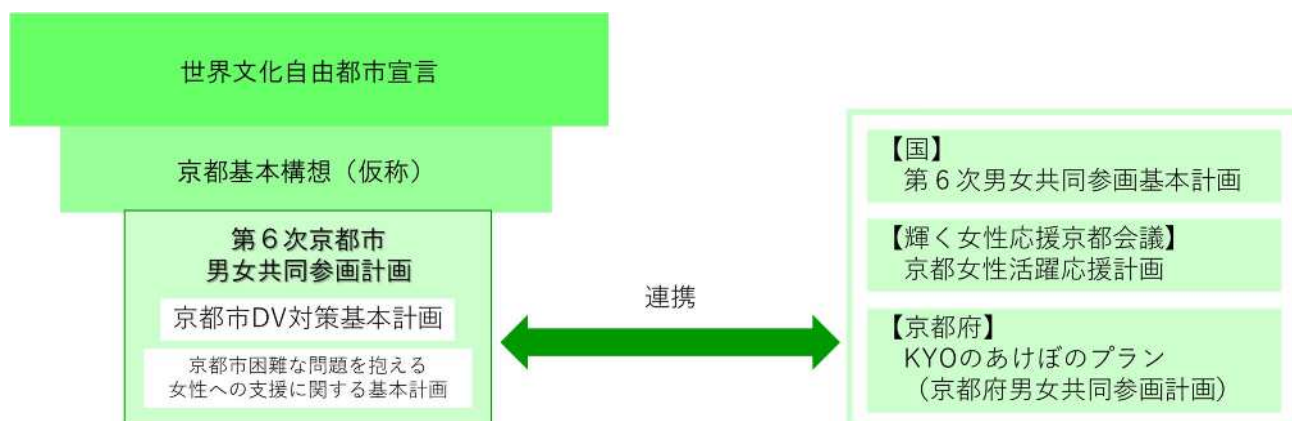
京都市では、昭和 57（1982）年 10 月に「婦人問題解決のための京都市行動計画」を策定してから現在に至るまで、市民ひとりひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野でいきいきと活動することができる男女共同参画社会の実現のための取組を進めています。

平成 15（2003）年 12 月には、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「京都市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「第 5 次京都市男女共同参画計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）」が、令和 7 年度で計画の期間が満了することから、令和 7（2025）年 3 月に京都市男女共同参画審議会に次期計画について諮問を行い、令和 8 年（2026）●月、同審議会から答申を受けました。この答申を踏まえ、「第 6 次京都市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- （1）「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「京都市男女共同参画推進条例」第 10 項第 1 項に定める、男女共同参画推進のための施策を網羅した総合的な計画です。
- （2）世界文化自由都市宣言の都市理念の下、「京都基本構想（仮称）」（令和 7 年度策定予定）に基づく分野別計画です。
- （3）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市DV対策基本計画」です。
- （4）「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第 8 条第 3 項に定める「市町村基本計画」に位置付ける、「京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）」です。

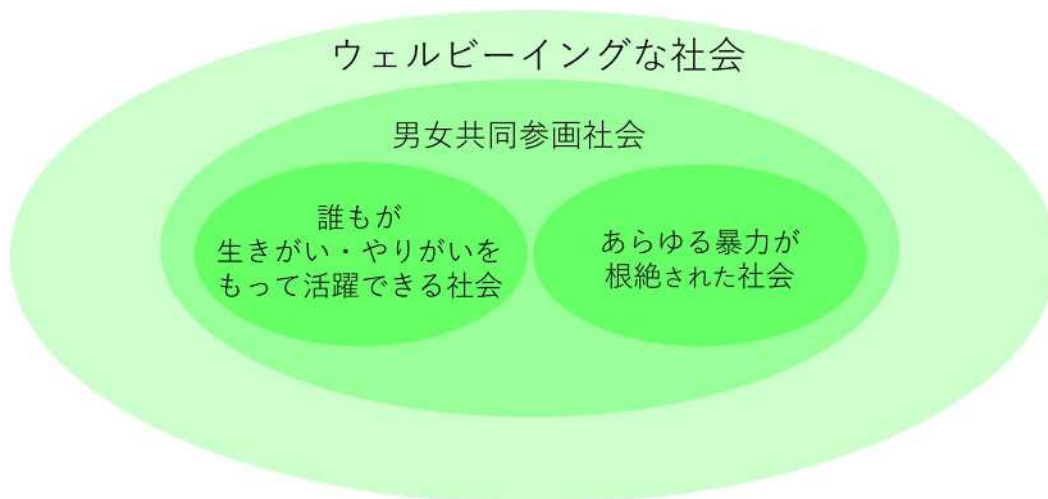


3 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

4 第6次男女共同参画計画の目指す社会像

本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす「ウェルビーイングな社会」の実現を目指します。



「ウェルビーイングな社会」の実現に向けて、男女共同参画社会に寄与する以下の目標を設定します。

《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会》

誰もが個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがい・やりがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会。

《あらゆる暴力が根絶された社会》

困難を抱えておられる方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが残されることのない社会。

5 推進体制

(1) 推進拠点

ア 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）

計画を推進する中核的施設として、男女共同参画に関する「情報の収集と提供」、「啓発誌の発行」、「講座・研修等の実施」、「相談事業」、「活動のための施設の提供」、「活動団体相互間の連携と交流」、「調査研究・人材育成」など様々な事業を実施しています。

《ウィングス京都の機能充実》

本計画推進の中核施設である「ウィングス京都」は、人口減少や少子高齢化、人生 100 年時代の到来、デジタル化の進展、女性の貧困問題など社会環境が大きく変化し、市民ニーズも多様化する中、これからの時代に向けた、魅力あふれる施設を目指していく必要があります。

本計画の推進に当たっては、同センターの優れた立地環境を活かし、子どもや子育て世代、若者など多くの人々・世代が集い、誰もが居心地の良さを感じられる、開かれたテラスのような新たな公共空間を創出することで、これまで同センターを知らなかった方も気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れていただくことのできる施設としていきます。

イ 京都市DV相談支援センター（DVセンター）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「相談や相談機関の紹介」、「同行支援」、「代行支援」、「被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護」のほか、「カウンセリング」や「弁護士相談」、「自立生活の促進、保護施設や保護命令¹制度の利用についての情報提供」などを実施しています。

ウ 京都市女性のための相談支援センター（みんと）

様々な困難を抱える女性のための包括支援施設として、「相談や相談機関の紹介」、「精神科医による相談」、「同行支援」、「民間シェルターと連携した安全確保」、「カウンセリング」や「弁護士相談」などを実施しています。

(2) 審議会及び庁内における推進体制

ア 京都市男女共同参画審議会

本計画の策定や本市における男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議等を行うとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表、市民公募等からなる委員で構成されます。

¹ 被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまとい等の一定の行為を禁止する命令を発令する制度。保護命令に違反した者には、刑罰が科せられる。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力でも申立てが可能。

イ 庁内体制

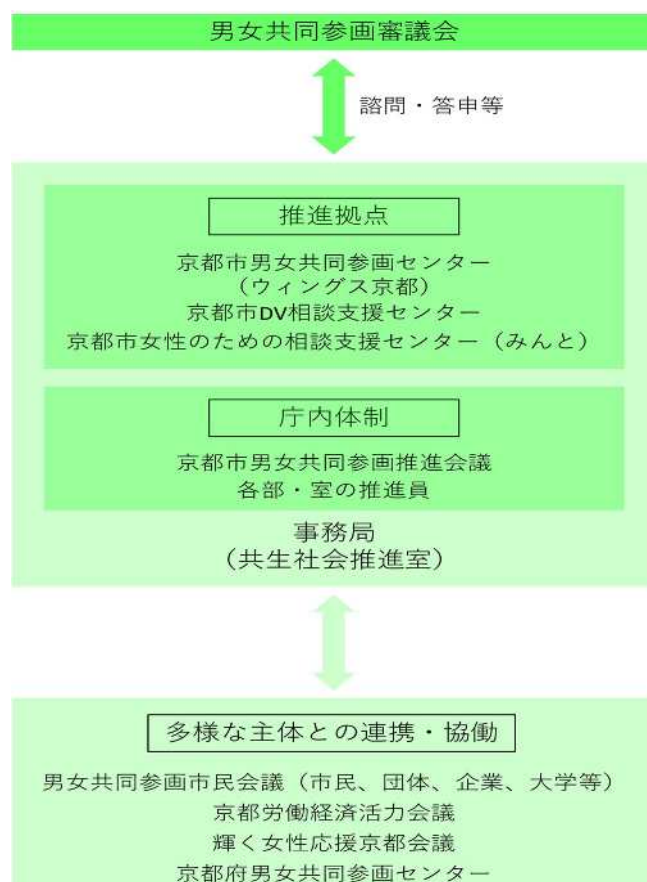
本計画の推進に当たり、様々な行政分野における施策に男女共同参画の視点を反映することが重要です。そのため、各分野別計画等の策定・推進において、関係部局との連携の下、施策を融合しながら取り組む必要があることから、相互に連絡・調整を行い、計画の円滑かつ総合的な推進を図るための庁内組織、「京都市男女共同参画推進会議」を設置しています。

併せて、各部・室に1名の割合で、各自の職場における男女共同参画の意識醸成や業務への反映、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む役割の職員を任命し、研修等を通じて庁内全体での男女共同参画の推進を図っています。

(3) 多様な主体との連携・協働

本計画を推進するに当たっては、市民団体等で構成された「京都市男女共同参画市民会議」等を通じて、市民、団体、企業、大学等の多様な主体と連携・協働することにより、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの特性をいかした主体的な取組の促進を図っています。

また、「京都労働経済活力会議」や「輝く女性応援京都会議」²、「京都府男女共同参画センター」と連携し、オール京都体制でワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図っています。



² 経済団体・労働団体等と京都府・京都市・京都労働局等で構成する京都における女性活躍を加速するための体制。

第2章

男女共同参画を取り巻く状況

第2章 男女共同参画を取り巻く状況

1 男女共同参画をめぐる動向

(1) 国際社会の動向

男女共同参画の取組は、国連を中心にした世界的な時流と連動して推進されています。

平成27(2015)年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、令和12(2030)年までの目標達成に向けて、世界のすべての国と地域の政府だけでなく、地方自治体、民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされており、そこで設定された持続可能な世界を実現するための17の目標のうち、男女共同参画に関するものとしては、目標5に「ジェンダー³の平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を行う」、また目標8に「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する」が位置付けられています。

また近年では、先進国首脳会議(G7)や経済協力開発機構(OECD)といった国際会議や多国間協議においても、ジェンダー平等や女性・女児のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられ、各国間の合意文書においても言及されています。

こうした中、世界経済フォーラム(WEF)が例年発表する各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、わが国は、政治及び経済分野での格差が大きい点が響いて、G7における最下位に定着している状況があります。

(2) 国の動向

国においては、令和2(2020)年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、令和5(2023)年12月には同計画を一部変更し、企業における女性登用の加速化に係る成果目標等が設定されました。

政治分野においては、令和3(2021)年6月の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布により、衆参両院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることを基本原則として、国・地方公共団体の責務及び政党の達成すべき目標が定められています。

女性活躍に関しては、令和元(2019)年6月公布の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(通称：女性活躍推進法)」により、一般事業主行動計画の策定や男女の賃金の差異の情報公表が一定の従業員規模の事業主を対象として義務付けられるなど、取組が加速されています。

また、令和6(2024)年5月に育児休業、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(通称：育児・介護休業法)」が改正され、令和7(2025)年4月からは、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現を可能にするための措置が拡充されたほか、育児休業の取得状況の公表が義務付けられる事業主が従前から拡大されたところです。

³ 社会的・文化的に形成された性別のこと。

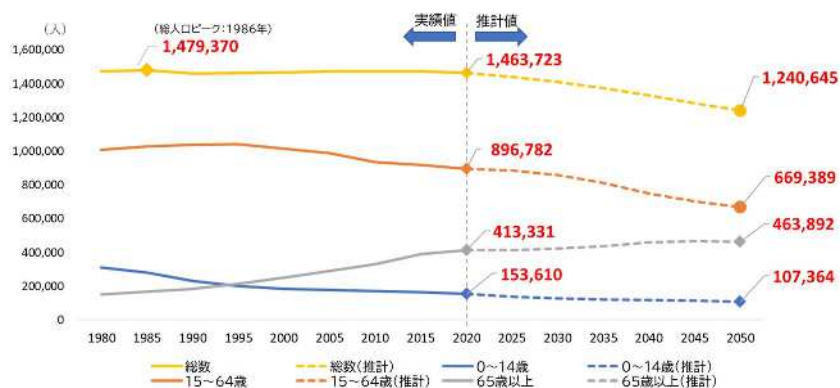
2 社会情勢・現状

(1) 社会動向の変化

《人口減少》

- 京都市の人口は、昭和 61（1986）年の約 148 万人をピークとし、平成 28（2016）年に減少局面に移行しました。令和 32（2050）年には 124 万人まで減少する見込みです。
- また、少子高齢化の進展により、15～64 歳の生産年齢人口は平成 7（1995）年の 104 万人をピークに減少しており、令和 32（2050）年には 67 万人まで減少する見込みです。

【図表 1 推計人口の推移（京都市）】



出典：令和 6 年度第 1 回京都市総合計画審議会資料

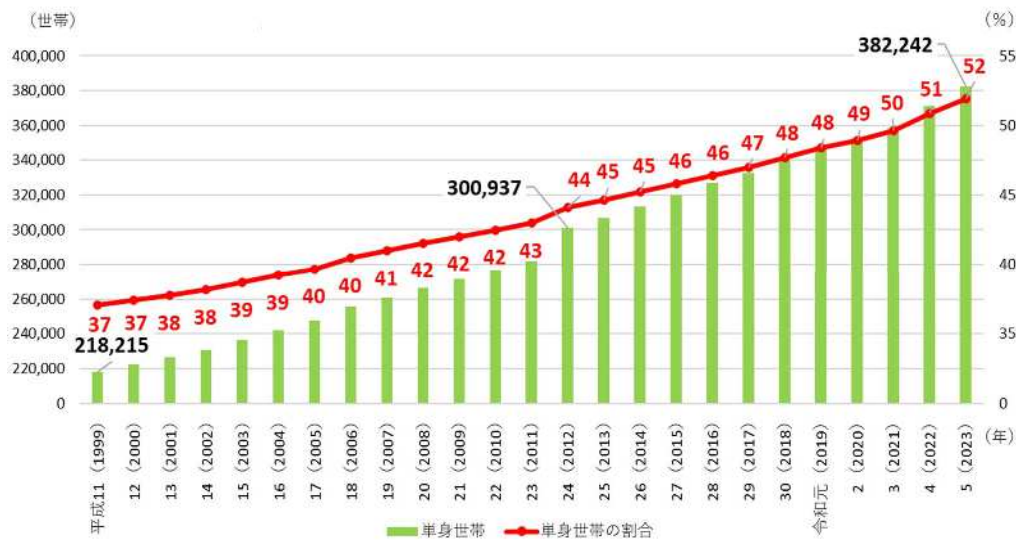
《世帯構成の変化》

- 京都市では、人口は減少局面にある一方、世帯数は増加傾向にあります。
- 特に単身世帯数の増加傾向は顕著で、令和 4（2022）年には全世帯数に占める単身世帯数の割合が 50%を超えています。

【図表 2 人口及び世帯数の推移（京都市）】



【図表3 単身世帯数及び全世帯数に占める単身世帯の割合の推移（京都市）】

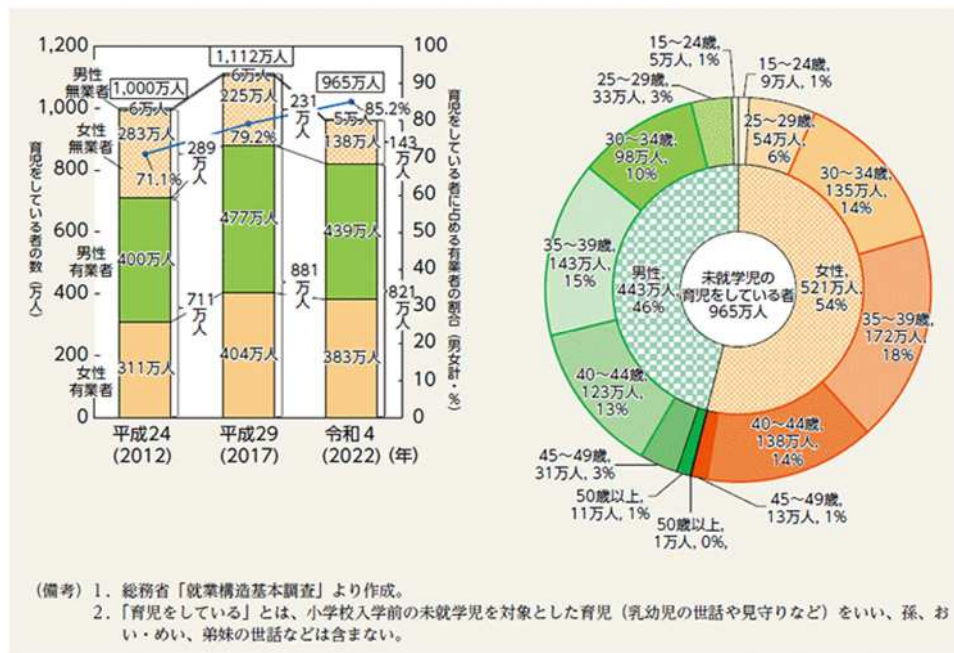


出典：図表2・3とも令和6年度第1回京都市総合計画審議会資料

《働きながら育児、介護をする人の増加》

- 未就学児の育児をしている有業者は111万人(女性72万人、男性39万人)増加しており、未就学児の育児をしている者に占める有業者の割合は71.1%から85.2%に上昇している。

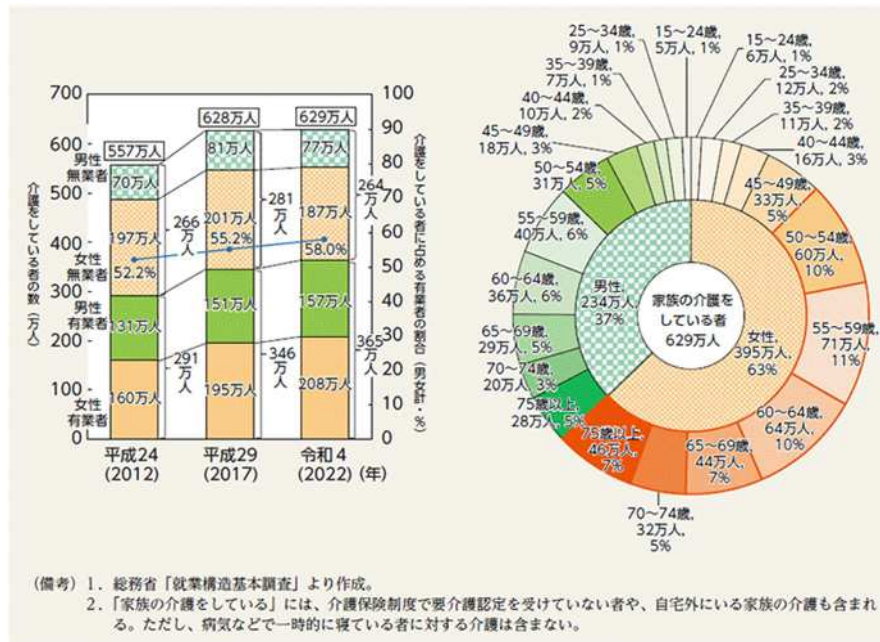
【図表4 未就学児の育児をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 家族の介護をしている無業者が 10 年間で 2 万人減少している一方、有業者は 74 万人（女性 48 万人、男性 26 万人）増加しており、男女ともに介護をしながら働く者が増加している。

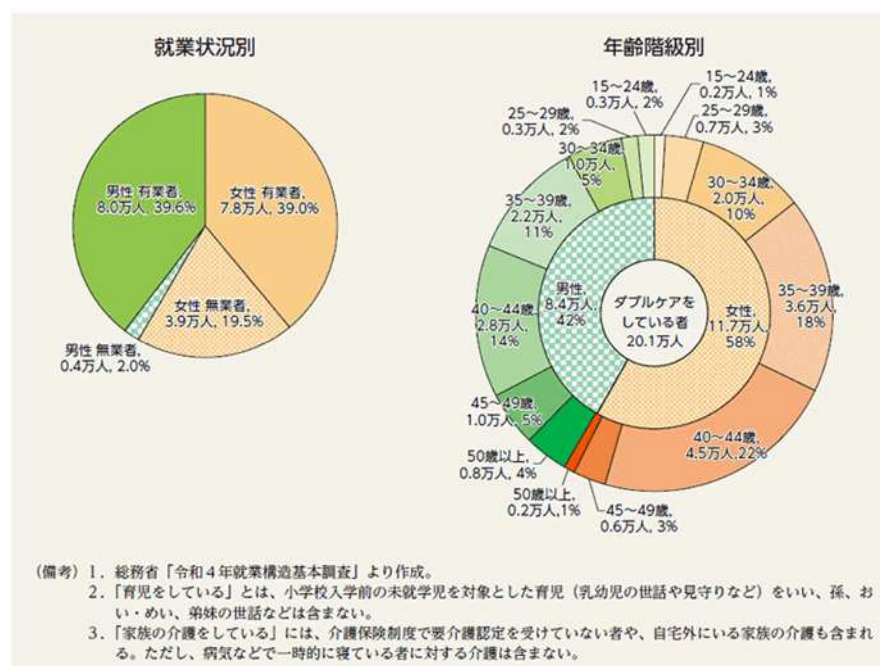
【図表 5 家族の介護をしている者の推移及び割合（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 未就学児の育児をしながら、家族の介護をしている者（ダブルケアをしている者）は、2022（令和4）年時点で 20.1 万人であり、うち有業者が 16 万人、無業者が 4 万人となっている。

【図表 6 ダブルケアをしている者の数及び割合（全国）】

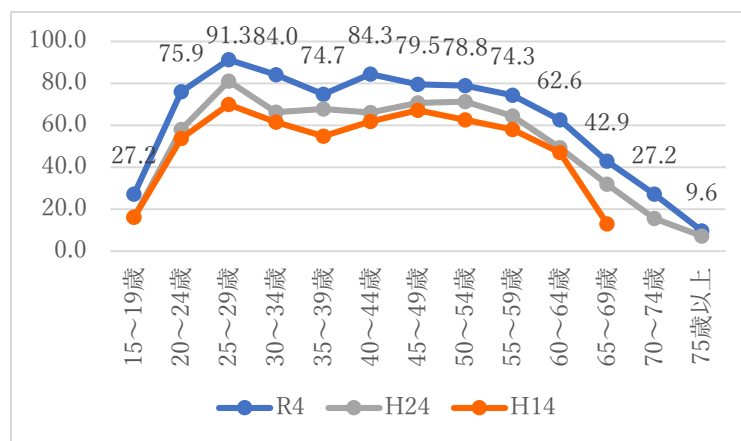


出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

《女性の年齢階級別有業率の推移》

- 年齢階級別有業率のグラフを見ると、女性においては、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ⁴」が見られます。
- 35～39歳における有業率の低下は特に顕著で、平成9（1997）年から平成29（2017）年の間にかけて底が浅くなってきていたM字カーブが、令和4（2022）年に再び底が深くなるという現象が生じています。
- 一方で、25歳から44歳までの女性の有業率については、年を経るごとに上昇しています。

【図表7 女性の年齢階級別有業率の推移（京都市）】

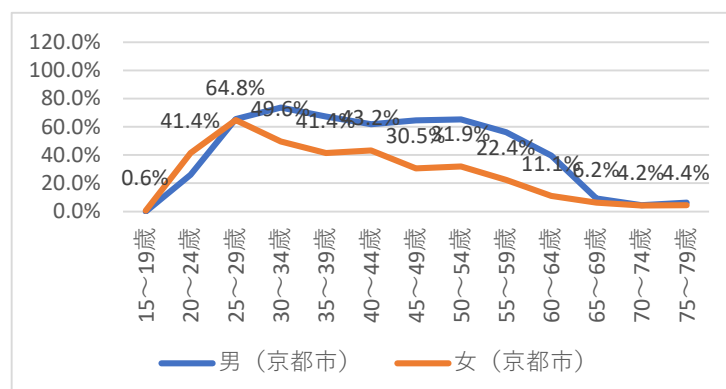


出典：総務省令和4年就業構造基本調査

《正規労働者の割合（男女別）》

- 京都市の女性の年齢階級別正規雇用比率は、25～29歳をピークに右肩下がりに低下する「L字カーブ⁵」を描いています。
- 出産時に退職、または働き方を変え、育児後に非正規で働くケースが多いと考えられ、女性に介護や育児の負担が偏っていることが要因の一つとして挙げられます。

【図表8 年齢階級別正規雇用労働者の割合の推移（京都市）】



出典：総務省令和4年就業構造基本調査

⁴ 女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚や出産期の年代で低くなり、子育てが一段落する時期に再び上昇するM字型のような形になること。

⁵ 女性の年齢階級別正規雇用比率が25～29歳をピークに低下し、30代、40代などは、非正規雇用が中心となる状況。

《長時間労働の状況》

- 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は減少傾向にあります。男女別にみると、男性は女性より高く、子育て期にある 30 代男性では 9.1%、40 代男性では 9.8%となっています。

【図表 9 週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合の推移（全国）】



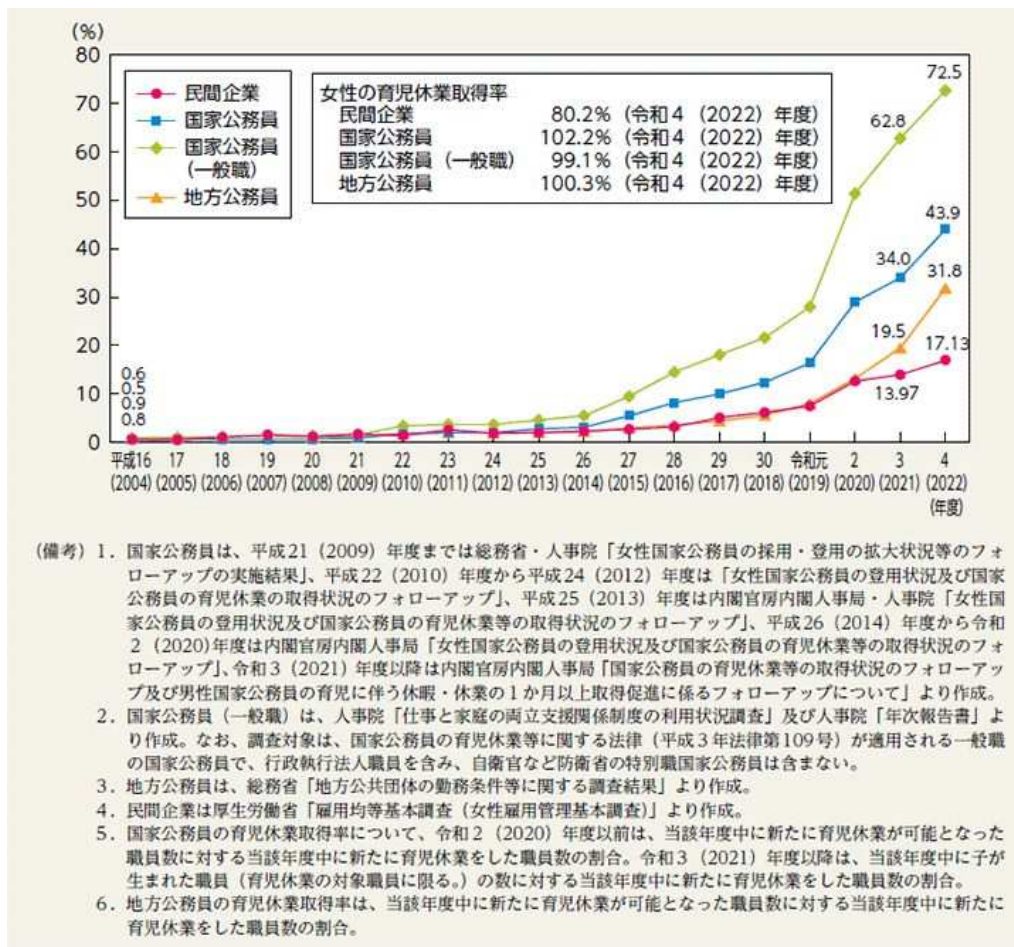
出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 総務省の行う令和4年就業構造基本調査によると、京都市の週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は男性が 10.4%、女性が 3.2%で、全国と比較して京都市では週間就業時間が長い雇用者が男女ともに多い傾向が見られます。

《男性の育児休業取得率》

- 近年上昇していますが、令和4（2022）年度では、民間企業、公務員ともに男女間で大きな差があります。

【図表 10 男性の育児休業取得率の推移（全国）】



出典：内閣府令和6年版男女共同参画白書

- 京都市役所における男性職員の育児休業取得率は、令和2（2020）年度の36.7%から令和5（2023）年度の88.2%へと大きく上昇しています。

(2) 人々の意識の変化

《性別に関わる固定観念》

○ 令和6（2024）年度に実施した「京都市男女共同参画市民意識調査」（以下、「市民意識調査」）では、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識について否定的な回答をした人の割合は45.4%に上りました。

○ また、「女性よりも男性のほうが組織のリーダーにふさわしい」、「男性は女性より理系科目に優れている」、「男性は論理的、女性は感情的である」といった考え方については、肯定する回答の割合はどの項目においても2割前後で、否定する回答の割合を下回っています。

しかし、「男性には男性の、女性には女性の感性があるものだ」という考え方については、肯定する回答が過半となっており、市民の間に根深く残る性別観も見受けられます。

《仕事での昇進等について》

○ 仕事での昇進等についての20代時点での考え方を見てみると、女性では、若い年代ほど、「この仕事を長く続けたいと思っている・いた」、「昇進できと思っている・いた」「いずれは管理職につきたいと思っている・いた」と考える割合が大きくなっています。

【図表11 仕事の継続希望、昇進希望（20代時点での考え方）（全国）】



出典：内閣府令和5年版男女共同参画白書

《家事・育児等への考え方》

- 家事・育児等について、女性では年代が高い方が、男性では年代が低い方が、「自分が率先してすべきことである」と回答する割合が大きい傾向にあります。

【図表 12 家事・育児等への考え方（自分が率先してすべきことである）（全国）】



出典：内閣府令和5年版男女共同参画白書

《防災分野における男女共同参画の重要性の認識》

- 市民意識調査では、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動・復興のために「女性、男性それぞれのニーズに応じた物資の備蓄がされていること」と「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行うこと」が必要であると感じている人が多いという結果が見られます。

【図表 13 防災活動・復興に必要なこと（複数回答可）（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
発災後に増加が懸念される 性暴力やDVへの対策を強化すること	20.8%	17.7%	23.6%	16.7%
女性、男性それぞれのニーズに応じた物資が 備蓄されていること	42.2%	39.4%	44.6%	50.0%
避難所の運営において男女の意見を 等しく反映させること	34.0%	31.6%	36.0%	33.3%
男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を 行うこと	41.2%	36.7%	45.3%	33.3%
防災・減災に必要な知識や技術をもった 女性を育成すること	13.4%	11.9%	14.9%	0.0%
女性が多く参加する防災訓練を実施すること	7.3%	6.2%	8.3%	0.0%
その他	0.4%	0.2%	0.6%	0.0%
必要なことはない	9.7%	13.9%	5.9%	0.0%
わからない・無回答	25.4%	24.8%	25.7%	50.0%

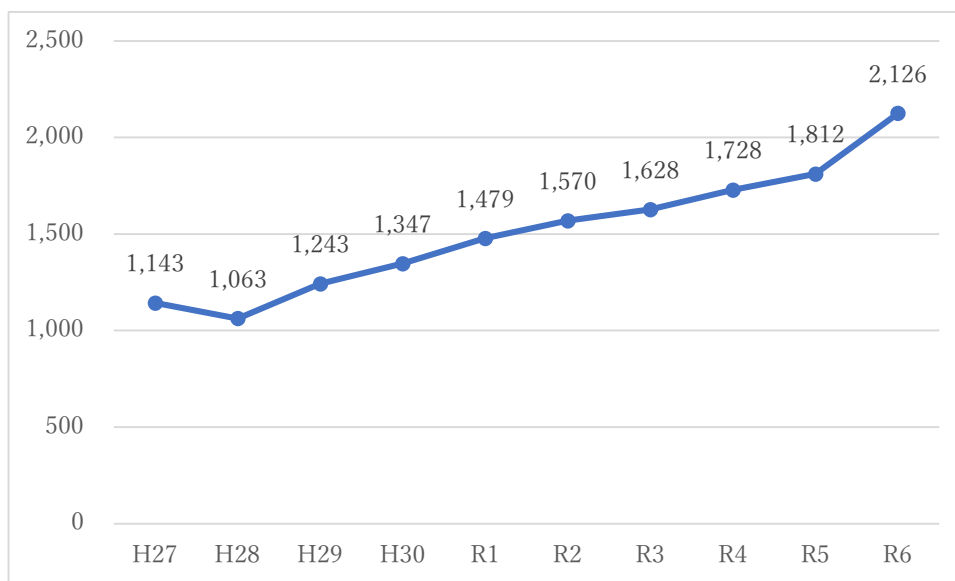
出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

(3) 人々の抱える困難の変化

《ネット社会の進展による負の影響》

- 交際相手に性的画像等を提供してしまい、のちにインターネットへの掲載等により拡散する、いわゆるリベンジポルノの被害が社会的な問題となり、平成 26（2014）年 11 月に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が制定されました。私事性的画像に係る事案の相談件数は、同法が施行された同年以降増加傾向にあります。

【図表 14 私事性的画像に係る事案の相談等件数（全国）】



出典：警察庁発表の数値

- また、AI技術を用いてわいせつな画像や動画に加工する「性的ディープフェイク」については、技術が加速度的に進歩したことに伴い、作成が比較的容易となった結果、インターネット上での掲載・拡散が問題化しています。

《性別によって異なる健康課題の認知》

- 市民意識調査では、男女それぞれの健康課題について「知っている」又は「聞いたことがある」を選ぶ人がいずれの性でも多いという結果が見られます。

【図表 15 男女の健康課題の認知（京都市）】

	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
知っている	48.4%	44.7%	51.9%	33.3%
聞いたことがある	28.8%	28.3%	29.5%	0.0%
知らない	22.6%	26.8%	18.4%	66.7%
無回答	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

- また、男女の健康課題の相互理解に必要なこととして選ばれたもののうち、最も多いのが「配偶者やパートナーとの話し合い」(56.7%)であり、「学校における性や性差に応じた健康に係る教育」(38.1%)、「職場の理解促進」(26.3%)がこれに次ぎます。

【図表 16 男女の健康課題の相互理解に必要なこと（複数回答可）（京都市）】

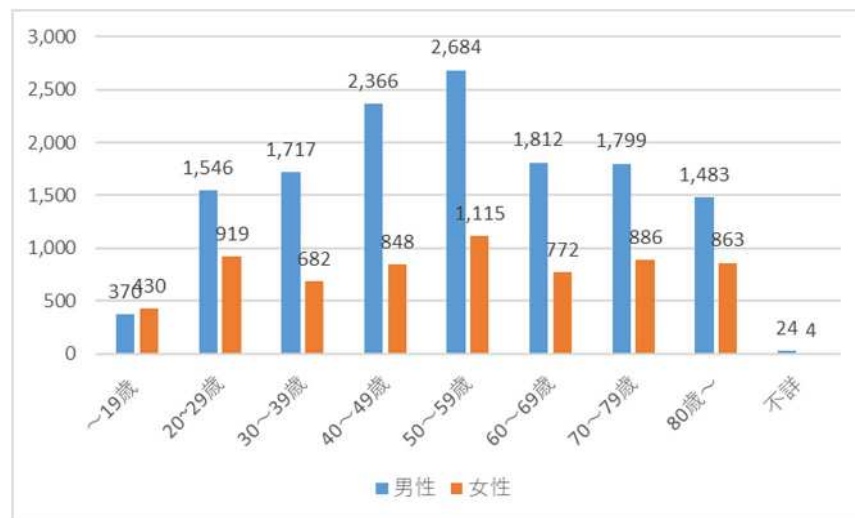
	全体 (N=963)	男性 (N=452)	女性 (N=505)	答えたくない (N=6)
配偶者やパートナーとの話し合い	56.7%	53.1%	60.2%	33.3%
親子間での話し合い	17.9%	14.4%	21.2%	0.0%
学校における性や性差に応じた健康に係る教育	38.1%	31.0%	44.6%	33.3%
職場の理解促進	26.3%	19.9%	31.9%	33.3%
性や健康についての相談窓口	15.0%	14.6%	15.2%	16.7%
講座の開催などによる学習機会の提供	7.6%	7.3%	7.9%	0.0%
ウェブサイトやパンフレットなどによる情報提供	12.5%	11.1%	13.9%	0.0%
その他	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%
必要なことはない	6.4%	9.3%	4.0%	0.0%
わからない	18.2%	21.7%	14.7%	50.0%

出典：令和6年度京都市男女共同参画市民意識調査

《自殺者数の状況》

- 男性の自殺者数は女性の2倍程度に上り、年代別に見ると、全ての年代で男性の方が多いことが分かります。
- 令和6年度においては、19歳以下の若年層において女性の自殺者数が男性の自殺者数を上回っており、若年女性の抱える困難・課題への対応が求められます。

【図表 17 自殺者数（全国）】



出典：厚生労働省及び警察庁「令和6年中における自殺の状況」

《孤独感の状況》

- 内閣府の実施した全国調査によると、「あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。」という質問に対して、「しばしばある・常にある」と回答した人の割合には男女差は見られません。（男性：4.4%、女性：4.2%）

【図表 18 男女、年齢階級別孤独感（直接質問）（全国）】

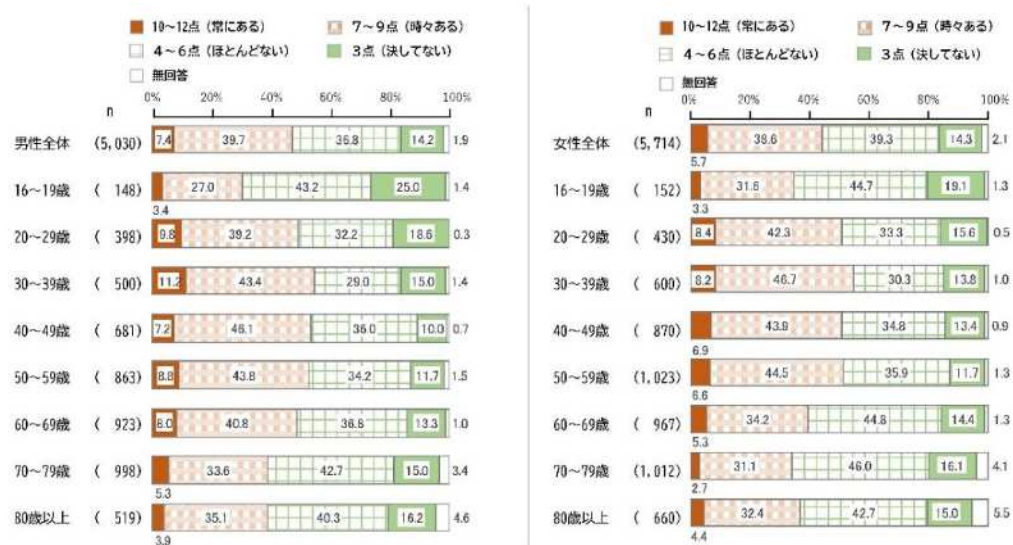


出典：内閣府「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」 調査報告書

- 一方で、設問に「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握するための質問(※)に対し、孤独感を感じていると回答した人の割合は男性が7.4%、女性が5.7%と男性の方が高い傾向がみられます。

※ 「あなたは、自分には人とのつきあいがないと感じることはありませんか。」「あなたは、自分を取り残されていると感じることができますか。」「あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることはありませんか。」の3問

【図表 19 全国の男女、年齢階級別孤独感（間接質問）（全国）】



出典：内閣府「人々のつながりに関する基礎調査（令和6年）」 調査報告書

《男性の抱える生きづらさ》

- 「男は外で仕事をして家計を支えるものだ」、「男は泣くものではない」といった伝統的な価値観や行動規範は、社会が男性に期待することを通じて男性の意識に根付き、性別役割分担を助長してきた側面があると考えられます。

当事者とその周囲がこうしたステレオタイプに気付いて、そこから脱却するための啓発等取組が、男性ならではの生きづらさを緩和・解消する可能性があります。

《DV相談支援件数》

- 京都市DV相談支援センター（DVセンター）における相談支援件数は、コロナ禍の令和2（2020）年度に初めて6,000件を超え、以降高水準で推移していましたが、近年では2年連続過去最多を更新し、令和6（2024）年度は6,647件と前年比7%の増となりました。

【図表 20 DVセンターにおける相談件数（京都市）】



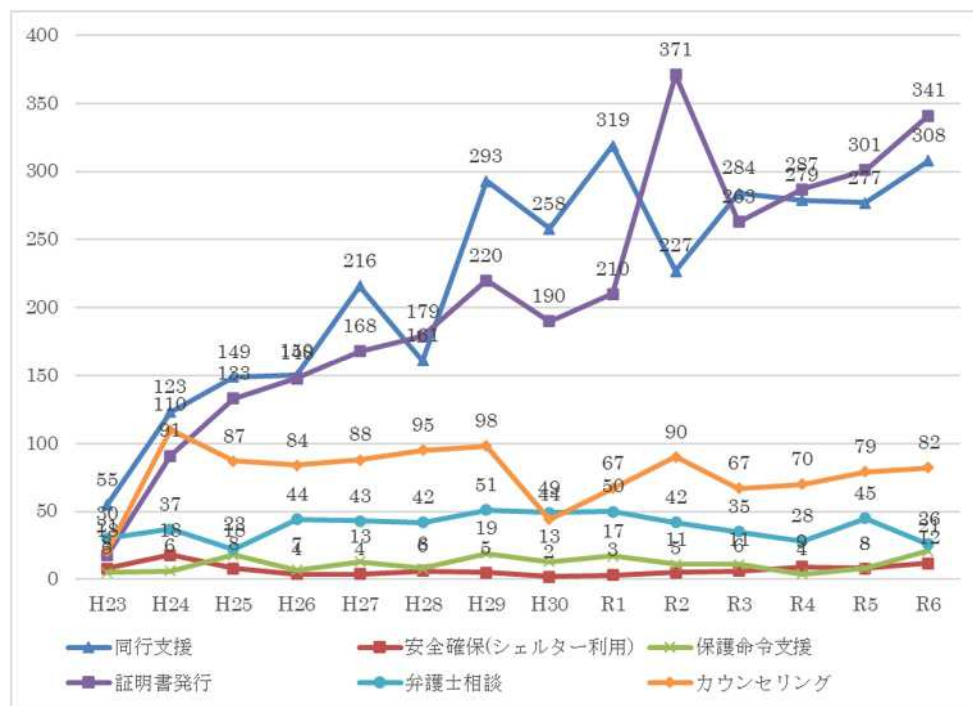
出典：京都市DV相談支援センター報告書

- 要因として、生活困窮、障害、子どもの関係、在留資格など、1件当たりの相談内容が複雑化していることのほか、令和6（2024）年7月の京都市女性のための相談支援センター「みんと」開所により、DVを受けている認識がなかった女性が「みんと」への相談を通じてDVセンターにつながる事例が増えたことが考えられます。

《DVセンターにおける支援》

- 具体的支援の内容としては、裁判所や区役所、警察等への同行支援や住民基本台帳事務における支援措置をはじめ、各種給付金を受け取るための証明書等の発行が多く、カウンセリングや弁護士相談の提供、保護命令支援や民間シェルターと連携した安全確保等を実施しています。

【図表 21 DVセンターにおける支援内容別相談件数（京都市）】



出典：京都市DV相談支援センター報告書

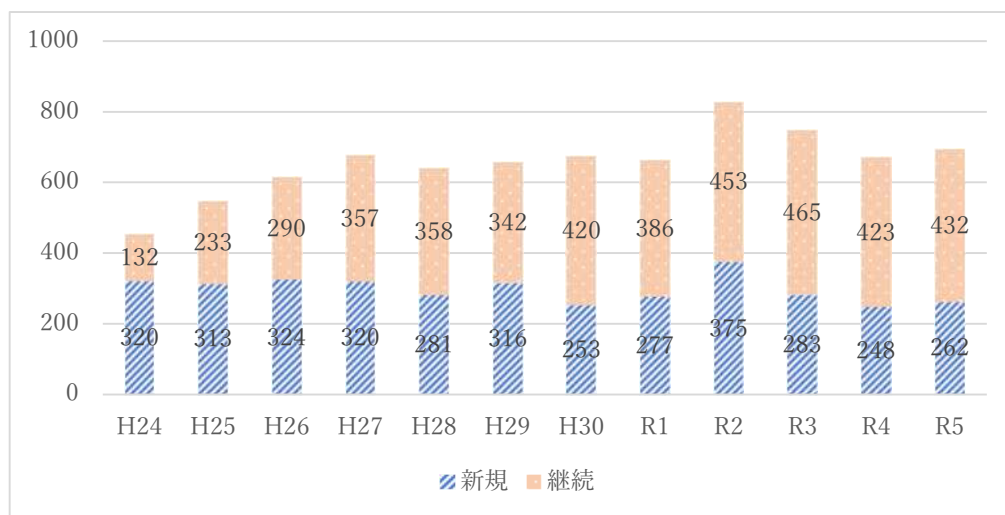
《京都市における緊急時の安全確保及び自立に向けた支援》

- 京都市では、民間シェルター等と連携した安全確保を実施しており、避難した後も、関係機関と連携し、自立生活に向けた切れ目ない支援を行っています。課題の複雑化、複合化に伴い、1人1人のニーズに合わせた、様々な関係機関との連携の重要性が高まっています。

《DV相談実人数》

- 相談者の実人数は、コロナ禍の令和2（2020）年度の828人をピークに700人前後で推移しています。増加傾向が続く相談支援件数に比べて、実人数に顕著な増加はなく推移していることから、課題の複雑化、複合化等により1人当たりの相談支援件数が増えていると考えられます。

【図表 22 DVセンターにおける相談人数（京都市）】

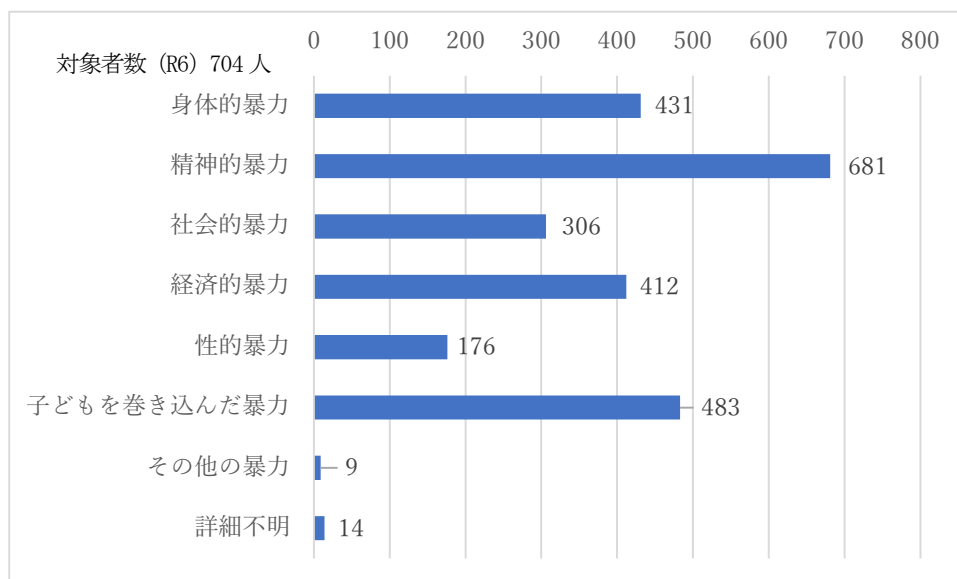


出典：京都市DV相談支援センター報告書

《DVセンターでの相談における暴力の種類》

- 暴力の種類では、精神的暴力が最も多く、次いで身体的暴力が多かったのですが、近年は子どもを巻き込んだ暴力が身体的暴力を上回る傾向があります。続いて、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力の順となっていますが、ほとんどのケースで複数の暴力が重複して行われている状況に変わりはありません。その他の暴力として、外国籍被害者に対する文化的暴力や在留資格を利用した暴力があります。

【図表 23 DVセンターでの相談における暴力の種類割合（複数回答可）（京都市）】



出典：京都市DV相談支援センター報告書

《DV被害経験》

- 市民意識調査によると、被害経験のある人は 30.8%（男性 28.8%、女性 32.7%）となっており、男性は前回調査の 15.6%から急増しています。

受けた暴力の内容では、『馬鹿だ』『変だ』『何も知らない』あるいは『父親（母親）失格だ』『家計のやりくりが下手だ』『俺（私）が養ってやっている』などとののしられた」が 8.8%（男性 6.4%、女性 11.1%）、「何を言ってもしても、無視された」が 8.8%（男性 10.4%、女性 7.5%）と高くなっています。

一方で、前回調査で最も割合が多かった身体的暴力（前回 17.3%、今回 5.7%）は減少し、暴力の被害全体の中での精神的暴力の相対的な割合が増加しています。

《子どもへの影響》

- 被害経験のある人のうち、子どもがいる人について、子どもがDV被害を知っているかという問いに対し、「はい」が 25.9%、「いいえ」が 52.5%と、4人に1人が被害を子どもに知られている状況にあります。「はい」を選んだ人の割合は前回調査に比べて 16 ポイント減少していますが、女性は「はい」を選ぶ人が男性に比べて高い傾向があります。（男性 14.5%、女性 35.2%）

また、子どもの変化として、「特に変化はなかった」と「大人の顔色をうかがうようになった」が 41.5%と最も高く、前回調査との比較では、「言葉を話さなくなった」が大きく増加しています（男女計 前回 8.8%、今回 17.1%）。

子どもの前での暴力が児童虐待に当たることについて、「知らない」（男女計 56.1%）が「知っている」（男女計 43.7%）を上回っており、男性よりも女性の方が認知度が高くなっています（男性 36.9%、女性 50.1%）。

《DVを受けたときの対応》

- 最も多い回答は「何もできなかった」（男女計 42.9%）であり、男女別では、男性は「何もできなかった」（41.1%）に次いで「その他」（17.1%）、「それを原因として相手と別れた」（14.0%）の順であるのに対し、女性は「何もできなかった」（44.2%）の次に、「それを原因として相手と別れた」（22.4%）、「家族・親戚に相談した」（12.7%）が多くなっています。

また、男性では公的機関への相談が 10.9%であるのに対し、女性は 5.4%と公的機関へのつながりやすさに差が生じています。

《相談窓口の認知度》

- DVセンター、区役所（市民窓口課（現在の名称は市民総合窓口室戸籍窓口担当）子どもはぐくみ室など）、京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）、京都府家庭支援総合センター（京都府配偶者暴力相談支援センター）、京都府警察、女性の人権ホットライン（法務局）、DV相談（内閣府）、民間の専門家や専門機関など、DVに関する相談窓口のうち、知っているものを問う問いで、「知っているものはない」が61.2%で最も多く、前回調査（「知っているものはない」が36.7%）からの大幅な認知度の低下がみられます。

知っている相談窓口では、男性が「京都市男女共同参画センター」（10.4%）、「区役所」（9.7%）、「DVセンター」（9.5%）、女性は「区役所」（20.2%）、「京都市男女共同参画センター」、「DVセンター」（ともに19.0%）となっており、京都市におけるDV被害者支援の中核施設であるDVセンターの認知度は男女全体で14.4%にとどまっています。

第 3 章

計画の内容

第3章 計画の内容

1 計画の体系

Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現		
	1 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり
		② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備
		③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進
		④ 生涯学び続けることができる機会の提供
	2 女性活躍の推進	① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援
		② 教育における女性活躍の推進
		③ 防災・復興における女性参画の拡大
		④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大
	3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発
		② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援
		③ 魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）
		④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする 各種ハラスメントの防止対策
	4 性に関する理解・尊重と 心と体の健康づくり	① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談
		② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進
		③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進
		④ 性別により異なる健康課題への理解促進
Ⅱ あらゆる暴力が根絶された社会の実現		
	1 DV対策の強化と あらゆる暴力の根絶 【京都市DV対策基本計画】	① 被害者自身がDVに気づく広報啓発
		② 被害者を早期発見するための取組
		③ 相談支援体制の充実
		④ 被害者の保護に関する取組
		⑤ 自立に向けた支援の充実
		⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発
	2 困難な問題を抱える 女性への支援 【京都市困難な問題を抱える 女性への支援に関する基本 計画（仮称）】	① 女性本人への広報・啓発
		② 関係機関等と連携した支援対象者の早期発見
		③ 相談支援体制の充実
		④ 保護に関する取組
		⑤ 自立に向けた支援の充実

2 基本目標と今後の方向性

基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

少子高齢化に伴って人口減少が進み、ライフスタイルや価値観が多様化する中、誰もが、多様な選択肢の中から自分自身の生き方を安心して選ぶことができ、健やかで生きがい・やりがいとゆとりのある生活を送ることのできる社会を目指します。

施策方針1 仕事と生活の調和

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができるよう、環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 近年、若い世代における仕事と家庭生活のバランスに関する意識は変化しており、若い世代の女性ほど、就業継続意欲、昇進意欲、管理職になることへの意欲が高く、また、若い世代の男性ほど、家事・育児・介護等の家庭における営みへの参画意欲が高い傾向が見られます。誰もが希望に応じて、家事・育児・介護等を担いつつ、仕事やキャリア形成と両立させられるための支援は重要であり、現在の若い世代がより高い年代になり、様々なライフイベントに直面しても、こうした意欲を持ち続けられるような環境づくりが必要です。
- 現状では、女性の正規雇用比率は上昇傾向にあるものの、25～29歳をピークとして正規雇用比率が減少するという、いわゆるし字カーブの問題は依然として残っており、こうした時期に働き方の変更やキャリアの中断・断念をしている状況がうかがえます。
また、男性が家事・育児等に参画したいと考えたとしても、長時間労働や仕事への責任感や、同僚や上司の理解や支援を得られないこと等から、家事・育児への参画を断念している可能性もあります。
- 京都の地域企業においては、人口減少に伴う事業活動の担い手不足に拍車がかかる中、多様な担い手が活躍できるよう、柔軟な働き方の実現に向けた取組が重要です。
- 誰もが、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく、仕事との両立の下に、多様化するライフスタイルや価値観に応じ、学びや地域活動、社会貢献活動などを選択し、調和させながら追求できる社会を目指していく必要があります。

推 進 施 策
① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり 企業において、長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方の促進、男性の育児休業取得率の向上のための意識・働き方改革が進むよう、意識啓発や、関係法令・各種支援制度の情報提供に努めます。
② 全ての人が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備 多様なライフスタイルの下でも、家事、育児、介護に安心して参加できるよう、引き続き環境整備のための支援を行うほか、働く人自身が自らのライフスタイルを振り返り、家庭での責任を果たすきっかけとなる啓発を行います。
③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進 地域コミュニティの活性化を図り、地域の多様化する課題やニーズを様々な視点から解決するため、様々な地域活動や市民活動、社会貢献活動への男女の参加を促進します。
④ 生涯学び続けることができる機会の提供 誰もが生涯にわたり、満足感を持って豊かな人生を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じて学び続ける機会、またその学びを社会に還元することができる機会の提供を行います。

施策方針2 女性活躍の推進

「輝く女性応援京都会議」において、オール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。

【現状と課題】

- より公平で、包括的、かつ強靱な社会を構築するためには、社会のあらゆる分野において女性の参画とリーダーシップを高める必要があります。
また、女性の所得向上・経済的自立・男女間賃金格差の是正は、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会を実現する上でも不可欠な課題です。
- 産業や地域活動など様々な局面で担い手不足が顕在化しており、女性の参画がこれまで以上に求められる現在、就労面における女性活躍の機運は着実に高まっていますが、女性管理職登用や男女間の待遇差改善においては企業の間で進捗に差異が見られ、その解消のための企業に対する働き掛けは依然として必要です。
- 一方、働き手側においては、特に女性の待遇改善のため、成長分野や報酬の高い分野への女性の労働移動の促進や、そのためのスキル取得・向上の機会の提供が求められます。
- 防災分野においては、一般に、地震などの大規模災害の発生時には、女性や子ども、障害者等、比較的脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが知られており、被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、災害対応の現場へ女性の参画が進むことが有効であるとされています。
- また、政治分野においても、女性を含む多様な人材が議会等における政策等の決定に関わることは、多様性に富んだ持続可能な社会を実現していくために重要です。

推 進 施 策

① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援

依然大きい男女間の賃金格差、事実上の男女別雇用管理や性別によって固定化された職域等の是正、女性の管理職登用の推進に向けて、企業等における女性活躍の推進のための機運の更なる醸成を行います。

また、非正規雇用者等を対象とする、正規雇用への転換も視野に入れた能力開発や就業支援に加え、就業意欲を持ちながら行動を起こせていない女性や、就労に向けて不安を抱える女性への支援を行い、就労面での能力発揮につなげます。

② 教育における女性活躍の推進

性別に関わりなく、自身が望む教育を受け、性別にとらわれない職業意識を持ち、キャリアを形成していけるよう、教育機関と連携し、学校教育の場での男女共同参画意識の醸成に努めます。

③ 防災・復興における女性参画の拡大

防災会議や消防団等の組織における女性の参画の拡大に加え、避難所の運営に当たっては誰もが安心して過ごせる場所の提供に向けた取組を推進します。

④ 政策・方針決定過程における女性参画の拡大

意思決定の場への男女の均等な参画を促進するため、全ての附属機関等における委員の男女構成比が 40%以上 60%以下となるよう、取組を推進します。

また、誰もが議員活動をしやすい環境の整備に努めるとともに、市民の市政への関心を高め、政治に対する意識や主体性を育成する取組を行います。

施策方針3 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

ウェルビーイングな社会の実現に向けて、男女共同参画の理念が正しく、分かりやすく広がって定着するよう、教育機関や家庭、地域とも連携し、主体的に男女共同参画意識の醸成や行動改革に取り組める環境づくりを促進します。

【現状と課題】

- 誰もが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会を通じて幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングな社会の実現のためには、性別に関わりなく、お互いを尊重し、価値観や違いを認め合う社会づくりが重要であり、こうした考え方について、広く理解を促進していくことが求められています。
- 市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家事や育児」といった固定的な性別役割分担意識について否定的な考えを持つ方の割合は年々増えています。
一方で、社会の各分野ごとの「男女平等達成感」については、社会の慣習やしきたり、政治への参画等において依然として男性が優位であると考える方が多い現状があります。
- また、市民意見の中には「男女共同参画」という言葉が男性と女性の分断を生む可能性について指摘する声も見受けられ、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、正しく理解をすることのできる土壌づくりに向けては、地域や家庭、教育現場との連携が求められます。
職場、地域、家庭などのあらゆる場面で男女共同参画の視点を浸透させるため、京都市男女共同参画推進センター（ウィングス京都）の啓発や情報発信等における機能強化が重要です。
- セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントは重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題です。
- 市民意識調査によると、ハラスメントに該当する行為を受けたことがあると回答した人の割合はいずれの行為についても3割から4割にも及び、ハラスメントに対する認知が進んだ現在においても被害は少なくないことが分かります。
また、その被害者には、女性だけでなく男性も含まれており、性別を問わず、ハラスメントを許さないという社会の雰囲気作りが重要です。

推 進 施 策
① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発 男女がともに理解し、尊重し合うことのできる環境を整備することを目的として、男女共同参画に関する正しい理解と行動を促進するための広報・啓発を行います。
② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援 市民活動に必要な情報提供、相互の幅広いネットワークづくりなど、活動する団体やグループ等への支援を行い、男女共同参画社会の実現に向けた市民活動の活性化を図ります。
③ 魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する京都市男女共同参画センター（ウィングス京都） ウィングス京都を中心として、多様化する男女に関わる諸課題を正しく把握し、早急な解決を図るため、大学・研究機関等と連携し、男女共同参画に関する調査や研究を行うとともに、誰もが簡単に男女共同参画について正しく理解できるよう、様々な情報の収集・整理・提供を行うとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・実施・評価を展開します。 また、ウィングス京都の機能充実に努め、誰もが気軽に男女共同参画に関心を持ち、触れることのできる環境を整備します。
④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策 セクシュアル・ハラスメントに加え、妊娠・出産や育児に関連した職場等でのいやがらせ（マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント⁶）を含む各種ハラスメントについて、経営者等への働き掛けや周知啓発のための取組を行うことで防止対策を展開します。 また、学校や地域など雇用以外の場でのハラスメントについても、未然防止のための取組を行います。

⁶ 職場等での妊娠・出産、育児休業取得等に関して受ける嫌がらせのことで、前者は被害者が女性、後者は被害者が男性である。

施策方針4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

誰もが性やそれに伴う身体的特徴について理解し、配慮し合い、安心して暮らせる社会の実現のため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁷の視点に立った健康の保持・増進と、企業においては従業員の健康に配慮した仕組みづくりの支援を行います。

【現状と課題】

- 全ての人が持続可能な形で自らの理想とする生き方と仕事の両立を可能にする社会の形成のためには、全ての人が、それぞれの身体の特性や健康課題に対する正しい知識を習得し、自らの健康増進に自発的かつ積極的に取り組めることが必要であり、さらに、家族等周囲の健康・介護は当事者のみで抱えるべき課題ではなく、社会全体で支える必要があります。
職業生活における健康の維持・増進は、ウェルビーイングを高め、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織活性化をもたらします。
- 女性は個人差は大きいものの、ライフステージごとに、妊娠・出産をはじめとする女性特有の健康課題に直面し、これらの課題は子育て期やキャリア形成・キャリアアップの時期に重なることが多いと考えられます。
- 男性においては、心身の不調を抱えていても、「男性は弱音を吐いてはいけない」、「弱音を言わず働くべき」等の固定観念から、自身の健康課題を認めづらく、周囲にも相談しにくい傾向があると推測され、このことが心身の不調からの回復を妨げる可能性があります。
- また、ウェルビーイングな社会の実現に向けては、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別、無理解によって苦しむことなく、自分らしく自由に生きられる環境整備が必要です。

⁷ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び年平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

推 進 施 策

① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談

多様な性の在り方を含め、誰もが互いの身体的な特徴や性についての理解を深め、理解し合い、尊重し合うための土壌づくりを行います。

また、性に関する多様な悩みに対して適切な助言等を行い、解決に向けた相談体制の推進を図ると同時に、男女共同参画に係る苦情処理制度の周知と効果的な活用を推進します。

② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進

誰もが、その性的指向⁸やジェンダーアイデンティティ⁹に関わりなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生するウェルビーイングな社会の実現に向けて、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に向けた施策を推進するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解決に向け支援を行います。

③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進

乳幼児期から、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など様々なライフステージに応じた心身の健康づくりのため、様々な不安やストレスを解消するための相談等を行うほか、健康の保持・増進に資する取組を推進します。

特に、妊娠・出産期における女性を対象とした健康診査、相談、指導等を行い、安全な出産に向けた健康管理と、不妊について正しく理解するための情報提供、相談体制の充実を図ります。

企業に向けては、従業員等へのヘルスケアの配慮や健康課題への理解・支援を促進するため、実践例の紹介など、わかりやすく効果的な周知・啓発を行います。

④ 性別により異なる健康課題への理解促進

男女それぞれに特有な疾病等の検査や悩み対応等の、性差医療へのアクセスを確保すると同時に、HIV 感染症をはじめとする性感染症についての正しい理解と実践的態度を培い、感染者が偏見や差別に苦しむことなく、共に安心して暮らせる社会の実現に向けた教育を行います。

⁸ 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向のこと。

⁹ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識のこと。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶された社会の実現

配偶者等からの暴力をはじめとする暴力、性犯罪の根絶や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

施策方針１ DV対策の強化とあらゆる暴力の根絶 【京都市DV対策基本計画】

【現状と課題】

- 京都市では、平成 15（2003）年 12 月に制定した「京都市男女共同参画推進条例」において、「性別による人権侵害の防止」を定め、家庭内における配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）や、職場をはじめあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント等の対策に取り組んできました。
- 平成 20（2008）年 1 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13（2001）年制定・施行。）の一部改正により、DV対策基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが市町村の努力義務となったことを踏まえ、平成 23（2011）年 3 月策定の「第 4 次京都市男女共同参画計画」において「DV対策の強化」を重点分野に掲げ、DV対策に係る施策等を「京都市DV対策基本計画」として位置付けるとともに、同年 10 月に「京都市DV相談支援センター」（DVセンター）を設置し、同センターをDV対策の中核施設としてDV被害者の相談支援を実施してきました。
- 令和 3（2021）年 9 月には、「第 5 次京都市男女共同参画計画」と一体的に第 2 次となる「京都市DV対策基本計画」を策定し、民間シェルターを中心に、DVセンター、児童相談所、母子生活支援施設¹⁰、保健福祉センター等様々な関係機関が連携し、初期の相談段階から地域での自立生活まで切れ目のない支援を行う「インクルーシブ・ケアシステム¹¹」の構築をはじめ、様々な施策を展開しています。

¹⁰ 児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。

¹¹ DV被害者を中心に、様々な機関がつながり、相談の初期の段階から地域で自立生活する段階にわたり、切れ目のない支援を一体的に行っていく京都市発の支援体制。京都市DV相談支援センターや児童相談所、母子生活支援施設、民間シェルター、保健福祉センターをはじめとする関係機関とが連携して支援を実施する。

○ ウィングス京都における取組

《女性のための相談》

日常生活の中で女性が直面するさまざまな悩みや問題について電話相談・面接相談を行っており、DV被害者については、必要に応じて専門カウンセラーによる「暴力相談」や弁護士による「法律相談」につなぐほか、具体的な支援が必要な方を見極め、DVセンターにつなぐ役割を担っています。

《男性のための相談》

男性のDV相談（加害・被害）については、平成25（2013）年度に男性カウンセラーによる窓口を設置し、対応を行ってきました。

令和5（2023）年度からは、男性の抱える生きづらさにも着目し、相談対象を生き方や人間関係等様々な悩みに拡大することで事業の充実を図りました。

現行の取組では、女性のための相談に比べると、相談日が限られており（電話相談：毎月第2・第4火曜日の午後7時～9時）、相談以外の支援は実施していません。近年、男性のDV被害が増加していることを踏まえ、今後更なる相談支援体制の充実が求められます。

《DV被害者自立支援事業》

女性DV被害者の心身の回復を目的として、専門家の助言を得ながら、当事者同士で語り合いや読書会を通じて、本来持つべき自尊感情を取り戻し、かつ安心できる「居場所」を提供する事業を実施しています。

推 進 施 策
① 被害者自身がDVに気づく広報啓発 広く一般的な広報啓発に加え、対象者それぞれの生活や状況に応じた効果的な広報啓発を検討し、きめ細やかな情報提供を行います。 特に、児童虐待対策と一体的な広報啓発を実施します。
② 被害者を早期発見するための取組 被害者と最初に接する可能性の高い関係機関等に対し、被害者支援に係る情報を提供し、速やかにDVセンター等の専門機関につなぐ体制を整えるとともに、職員の対応による二次被害¹²が生じないように、取り組みます。 また、地域福祉の担い手に向けた情報提供、ウィングス京都による講座や市政出前講座等により、DVへの理解を広げ、適切な対応について周知します。
③ 相談支援体制の充実 DVセンターに適切な人員体制を整備するとともに、庁内関係部署や関係機関との緊密な連携により、被害者の相談に迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。特に、児童虐待関係機関との連携に配慮し、DV被害者とその子どもの一体的支援を実施します。 また、男性被害者の相談体制の強化や、被害者支援の一環としての加害者更生に向けた取組の充実に努めます。
④ 被害者の保護に関する取組 京都府が提供する公的シェルターや、本市が支援する民間シェルターとの連携による被害者の安全確保を実施します。また、民間シェルターを中心に、関係機関が連携して、切れ目のない一体的支援を行うインクルーシブ・ケアシステムを引き続き実施します。 被害者が同伴する児童に対しては、被害者と一緒に避難できるよう努め、避難先において、乳幼児・学童保育や学習支援、心理的ケアを提供します。 また、関係機関との連携等において、個人情報保護を徹底し、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。
⑤ 自立に向けた支援の充実 被害者が自立した生活を送れるよう、関係機関との連携により、住宅の確保や就労に向けた支援を行います。 また、トラウマを抱える被害者に対して、カウンセリング等のアフターケアを長期的に行うことにより自立生活を支援します。
⑥ 暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発 誰もが被害者にも加害者にもならないよう、学校において児童生徒に対し、発達の段階を踏まえながら、人権尊重、男女平等についての教育を実施します。

¹² 配偶者からの暴力により心身ともに傷ついた被害者が、各種手続や捜査、裁判等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた状況を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと。

加えて、中高生や大学生を対象とした「デートDV¹³」予防啓発など、若年層を対象とした広報啓発を強化します。

¹³ 婚姻関係にない恋人同士の間で起きる暴力のこと。

施策方針2 困難な問題を抱える女性への支援

【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画（仮称）】

【現状と課題】

- 京都市では、平成 23（2011）年 10 月にDVセンターを開所し、配偶者からの暴力被害女性に対する支援を行うとともに、その他の困難な問題を抱える女性に対しては、ウィングス京都における「女性のための相談」をはじめとする相談事業や、高齢、障害、生活困窮、子ども・母子など各種福祉施策の中で対応してきました。
- 女性が抱える課題が多様化・複雑化する中、令和 6（2024）年 4 月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を契機として、様々な困難を抱える女性の包括的な支援を行う「京都市女性のための相談支援センター（みんと）」を開所し、女性のための相談支援事業の充実に取り組んできました。
- 「みんと」における相談支援件数は、令和 6（2024）年 7 月から令和 7（2025）年 3 月の 9 か月で 724 件であり、内訳は、電話相談が 630 件（87.0%）、来所相談が 53 件（7.3%）、同行支援等が 41 件（5.7%）となっています。主訴の内訳は、家庭内暴力（DVを除く）が 40.5%、その他人間関係（職場や地域等）が 10.8%、経済問題が 10.2%、性被害が 5.5%、住居問題が 4.7%、その他、男女問題や健康の問題、ストーリーなど様々な相談が寄せられています。
- 「みんと」では、DVセンターでの支援同様、区役所での手続や住宅確保のための同行支援、カウンセリングや弁護士相談の提供、民間シェルターと連携した安全確保等を実施していますが、法施行により具体的な支援策が創設されたわけではなく、利用できる福祉施策がなく具体的な支援が困難であるケースも多く、民間団体と協働した支援の必要性が高まっています。

また、特に若年女性については、自らの問題を客観的に認識できていないケースや、SOSを出せないなど、自ら支援につながるができないケースも多く、問題が深刻化する前の早期発見から支援につなげることが求められています。

推 進 施 策

① 女性本人への広報・啓発

より支援対象者に届きやすい広報手法により、「みんと」をはじめとする相談窓口の周知に努めます。

また、学校教育や若年層向けの研修を通じ、性暴力、性的搾取等の加害や被害防止等につながる啓発等を実施します。

② 関係機関等と連携した支援対象者の早期発見

アウトリーチ支援¹⁴や居場所の提供等を行う民間団体との協働により、支援対象者を早期に支援につなぐ体制を整えるとともに、困難を抱える女性と最初に接する可能性が高い関係機関等に女性支援の情報を提供し、対象者が速やかに専門機関につながれる体制を整えます。

また、地域福祉の担い手に向けた情報提供を通じて、地域団体との連携を強化します。

③ 相談支援体制の充実

「みんと」に適切な人員体制を整備するとともに、女性相談支援員中心に、庁内関係部署や関係機関との緊密な連携を図り、被害者の相談に迅速かつ適切に対応するための体制を整えます。とりわけ、区役所・支所の「重層的支援体制¹⁵」への参画を通じた連携、困難な問題を抱える育児中の女性や女子生徒等に対応するため、児童虐待関係機関との連携に努めます。

また、様々な専門的な支援を行う民間団体との連携を強化し、きめ細やかな支援を実施します。特に特定妊婦¹⁶については、各区保健福祉センターや児童相談所、医療機関、母子生活支援施設等と連携して、出産前から出産後まで切れ目のない支援を行います。

④ 保護に関する取組

京都府が提供する公的シェルターや、本市が支援する民間シェルターとの連携による被害者の安全確保を実施します。

また、関係機関との連携等において、個人情報保護を徹底し、被害者の安全確保を最優先に取り組みます。

⑤ 自立に向けた支援の充実

被害者が自立した生活を送れるよう、関係機関との連携により、住宅の確保や就労に向けた支援を行います。

また、トラウマを抱える相談者に対して、カウンセリング等の心身の回復を後押しする事業を実施します。

特に、様々な困難を抱える若年女性については、意思決定や意思表示の段階から寄り添い、支援を実施する民間団体と継続的に連携しながら、本人の

¹⁴ 生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が外向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働き掛ける取組のこと。

¹⁵ 様々な課題への支援を一体のものとして実施することにより、課題を抱える個人や家族への支援と地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。

¹⁶ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

意向を踏まえた支援を実施します。

第 4 章

参考資料

第4章 参考資料

1 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日

条例第44号

改正 平成25年11月15日条例第49号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）

第4章 苦情等の処理（第21条）

第5章 男女共同参画審議会（第22条～第24条）

第6章 雑則（第25条）

附則

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切にし、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体（以下「市民等」という。）との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条** 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の実施体制の整備等）

- 第6条** 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（年次報告）

- 第7条** 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による人権侵害の禁止）

- 第8条** 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

（広告物の表現の配慮）

- 第9条** 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

- 第10条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、附属機関及び市民、学識経験のある者等で構成する会議における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置(社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。)に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

- 第21条** 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

- 第22条** 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

- 第23条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

- 第24条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

- 第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項（審議会に関する部分に限る。）、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。
- （平成16年3月31日規則第146号で平成16年4月1日から施行）

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

附 則（平成25年11月15日条例第49号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 京都市男女共同参画推進条例施行規則

平成16年3月31日

規則第147号

改正 平成21年3月31日規則第99号

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。

2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第99号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

3 その他の関係法令等

- 男女共同参画社会基本法

<https://www.gender.go.jp/about/danjo/law/kihon/9906kihonhou.html>

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index_00023.html

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/horitsu_kihon/index.html

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

第6次京都市男女共同参画計画

発 行：京都市文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
T E L：075-222-3091 F A X：075-366-0139
U R L：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0.html>
E-mail：danjo@city.kyoto.lg.jp

令和 6 年度 附属機関等における委員の登用状況について

第 5 次京都市男女共同参画計画において、京都市が設置する附属機関等における男女構成比の均衡の確保を推進施策に掲げ、「本市附属機関等のうち、男女いずれの委員の登用率も 35%以上である附属機関等の割合 70%」を目標としている。

令和 6 年度は令和 5 年度から約 4 ポイント上昇し、過去最高となった。

第 5 次京都市男女共同参画計画に掲げる、男女いずれの委員の登用率も 35%以上である附属機関等の割合（目標数値 70%）

令和 6 年度末	令和 5 年度末
74.2%	70.2%

< 参考 >

・ 女性委員の割合別

女性委員の割合	附属機関等数	
	令和 6 年度末	令和 5 年度末
65%超	4 (1.9%)	4 (1.9%)
35%以上 65%以下	155 (74.2%)	146 (70.2%)
1%以上 35%未満	50 (23.9%)	58 (27.9%)
0%	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	209	208

() 内は附属機関等の総数に占める割合

・ 全附属機関等の委員総数に占める女性委員の割合

令和 6 年度末				令和 5 年度末			
附属機関等 総数	委員 総数	うち 女性	登用率	附属機関等 総数	委員 総数	うち 女性	登用率
209	3,275人	1,161人	<u>35.5%</u>	208	3,334人	1,185人	<u>35.5%</u>

・ 行政委員会の女性登用状況

令和 6 年度末				令和 5 年度末			
委員会数	委員 総数	うち 女性	登用率	委員会数	委員 総数	うち 女性	登用率
6 (2)	47人	12人	<u>25.5%</u>	6 (2)	48人	12人	<u>25.0%</u>

() 内は女性委員がない委員会数